

令和6年度
社会福祉施設等における感染症対策等研修会

1 施設（高齢者・障がい者等）における 衛生管理等にかかる基準等について



2024年10月21日
諏訪保健福祉事務所 福祉課

1

介護保険・障がい者施設等では、 感染対策措置が本年度から義務化されています

主な内容

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する
委員会の定期的な開催
 - **指針**の整備
 - **研修及び訓練**の定期的な実施
- ※ 3年間の経過措置を経てR6年度から義務化されています
(介護保険 施設系では既に義務化済)

2

2

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

開催目安

- ・介護保険 訪問系・通所系・居住系：概ね6月に1回
- ・施設系（既に義務）：概ね3月に1回
- ・障害福祉 訪問系：概ね6月に1回
- ・通所・入所系：概ね3月に1回

定期的な開催の他、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります

3

3

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

- ・感染症対策指針：感染対策における基本的な方針
- ・感染対策マニュアル：現場の行動レベルでの具体的な対策方法を示す
- ・感染症BCP：感染症発生時における業務継続

出典：障害福祉サービス事業所等における
感染対策指針の手引き（厚生労働省・
MS&ADインターリスク総研㈱）

4

4

感染対策指針・マニュアル と B C P の違い

- 感染対策指針・マニュアル : 感染対策が主たる目的
= 感染予防対策、感染拡大防止が中心 → どんな状況においても遵守すべき手順
- BCP (業務継続計画) : 業務の継続が主たる目的
= 体制の整備、備蓄、業務の優先順位が中心 → 状況に応じて柔軟に対応するため、事態の推移とともに変化

5

5

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

平常時の対策

事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケア(日常の支援)にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等

発生時の対応

発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告、発生時における事業所内の連絡体制、関係機関への連絡体制を整備し、明記

それぞれの記載内容については、「介護現場における感染対策の手引き」・「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」をご参照ください。

6

6

研修・訓練

従業員に対する研修の内容

感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行

発生時の対応についての訓練

発生時において迅速に行動できるよう、指針・研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習など
机上又は実地

7

7

【参考】「介護現場における感染対策の手引き」

厚生労働省老健局作成

最新は第3版（PDF形式 1.4MB A4版156面）

「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

8

8

【参考】

「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」

厚生労働省障害保険福祉部作成

入所系（PDF形式 3.1MB A4版22面）

通所系（PDF形式 2.6MB A4版19面）

訪問系（PDF形式 2.5MB A4版18面）

障害者福祉～「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」
 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)
 (BCPや指針についても資料掲載)

9

9

高齢者施設等感染対策向上加算（R6.4新設）

対象施設 特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位/月

【算定要件】

- 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
- 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

第二種協定指定医療機関は下記を参照
 (<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/zizenchosa.html>)

10

10

高齢者施設等感染対策向上加算つづき

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位/月

【算定要件】

- 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。

11

11

障害者支援施設等感染対策向上加算（R6.4新設）

対象施設 共同生活援助、施設入所支援、福祉型障害児入所施設

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位/月

【算定要件】

- 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
- 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

第二種協定指定医療機関は下記を参照
 (<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/zizenchosa.html>)

12

12

障害者支援施設等感染対策向上加算つづき

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位/月

【算定要件】

- 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。

13

13

業務継続計画（BCP）

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援提供を継続的に実施するための、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定と、それに従った必要な措置
 - 業務継続計画について従業者に周知、研修及び訓練の定期的な実施
 - 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更
- ・これらが3年間の経過措置を経てR6年度から義務化されています

14

14

【参考】業務継続計画（BCP）マニュアル等

厚生労働省の公式サイトに研修動画・ひな型、様式例が掲載されています

（介護施設・事業所向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kai_go_koureisha/douga_00002.html

（障がい福祉サービス向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

※マニュアル等を参照する際、感染症対策指針、感染症対策マニュアル、BCPを混同しないよう、再度ご注意ください。

15

15

業務継続計画未策定減算（R6.4から順次適用）

業務継続計画を策定していない場合

- 所定単位の1%（居住系・施設系は3%）を減算
- 感染症あるいは災害発生時のどちらか、又は両方の計画が未策定の場合に減算
 - 未策定の場合、その事実が生じた翌月（月の初日の場合は当該月）から、未策定が解消された月まで、利用者全員について適用
 - 周知、研修、訓練、見直しの未実施は減算の対象ではない
 - 施行時期 R6.4 通所系の殆ど、居住系、施設系 ※
R6.6 通所リハビリテーション ※
R7.4 訪問系
- ※ R7.3.31までの間、感染症予防・まん延防止指針整備済かつ、非常災害対策の具体的計画策定済の場合、減算を適用されない

16

16

感染症・食中毒発生時の報告

【報告基準】

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した場合。

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。

ウ 上記ア、イに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

17

17

【参考】感染症・食中毒発生時の報告様式

◎ 諏訪保健福祉事務所ホームページをご参照ください

<https://www.pref.nagano.lg.jp/suwaho/gyomu/fukushi/hatsei.html>

報告は、保健福祉事務所 及び、市町村担当課へ、お願いします

18

18



ご静聴ありがとうございました。

19

19